

## 府中市市民協働推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民との協働によるまちづくりに向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、府中市市民協働推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 市民との協働の推進のための基本的な方針及び計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市民との協働に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 府中市自治会連合会の構成員 1人
- (3) コミュニティ協議会の構成員 1人
- (4) 社会福祉法人府中市社会福祉協議会の構成員 1人
- (5) むさし府中商工会議所の構成員 1人
- (6) 市民との協働を推進している民間企業の構成員 2人以内
- (7) 府中NPO・ボランティア活動センターの登録団体の代表者 2人以内
- (8) 公募による市民 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事のうち、可否を決する必要がある場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第 7 条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、市民協働推進本部市民活動支援課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。